

平成 23 年度 介護職員等によるたんの吸引等の研修事業（特定の者対象） の実施について

1. 研修スケジュール

資料 3 - 2 参照

2. 指導者養成事業

- 指導者養成事業の実施については、各都道府県において受講希望者を募集し、名簿を作成の上、厚生労働省まで報告いただきたい。（希望者が無い場合は、推薦者を報告いただきたい。）
- 都道府県において、基本研修、実地研修の指導等を行う医師又は看護師、保健師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）に対し、下記の①又は②のいずれかの方法により指導者養成事業を実施する。
 - ① 厚生労働省が提供する、介護職員等への指導のポイント、評価基準等をまとめた「指導者用マニュアル及びDVD」を、都道府県において活用し、医師又は看護師等に対して、指導者講習を実施する。
 - ② 厚生労働省が提供する「指導者用マニュアル及びDVD」を、都道府県において医師又は看護師等に配付し、「指導者用マニュアル及びDVD」を用いた自己学習を実施する。
- 指導者養成事業を修了した者は、アンケート（別途提供予定）を提出するものとし、これに基づき、講習又は学習を修了したと認める者に対して、厚生労働省から「修了書」を発行する。
- 指導者養成事業に係る経費（指導者用マニュアルの印刷及びDVDの複製等）は、障害程度区分認定等事業費補助金の対象となる。

3. 都道府県が実施する研修（基本研修・実地研修）

- 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、「特定行為」を適切に行うために必要な知識・技能の修得を終えている者（修得中であって、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）について都道府県知事は喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識技能を有する旨を認定し、「認定特定行為業務従事者認定証」を交付することができることとされており、本研修を修了した者についてもこの経過措置の対象となる。（改正法附則第 14 条第 1 項）。
- 実施要綱（案）は資料 3 - 3 のとおり。成案を得次第、通知することとしている。適宜、Q & A を発出する予定である。
- 研修で使用するテキストは、10 月頃配布予定。テキストについては、必要

部数を印刷の上、受講者に配布し研修を実施いただきたい。(当該経費は補助金の対象となる)

○都道府県で実施する研修のうち、特定の者を対象にした研修に係る経費については、障害程度区分認定等事業費補助金で国庫補助(補助率1/2)することとしているので、出来る限り当該補助金を活用し、本年度、当該事業を実施していただきたい。

○対象経費は、一般的に研修に必要なものを認めることとする。今後発出する交付要綱を確認し、申請をお願いする。申請額の上限は設定しないが、全国の申請額に応じて調整する場合もある。

○申請の際には、介護保険事業費補助金(老健局高齢者支援課所管)と障害程度区分認定等事業費補助金(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課所管)の切り分けに留意いただきたい。相違点は以下のとおり。

- ・ 介護保険事業費補助金は、不特定多数の者に対してたんの吸引等を行う介護職員等向けの研修の実施に必要な経費に対する補助。
 - ・ 障害程度区分認定等事業費補助金は、特定の者に対してたんの吸引等を行う介護職員等向けの研修の実施に必要な経費に対する補助。
- ※ 介護保険関係事業所でも特定の者研修を受講する場合があります、障害者関係事業所でも不特定の者研修を受講する場合がありますことに留意。